

令状審査の視点から見た

令和時代の

ブロック式

刑事事件令状請求
マニュアル

第2版

東京簡易裁判所判事

恩田 剛 編著

※この書籍は部内用です。お取扱いには御注意ください。

立花書房

第2版推薦のことば

このたび、捜査の第一線で活躍する警察官等から熱烈な要望を受けて「令状審査の視点から見たブロック式刑事事件令状請求マニュアル」の改訂版が出版されることになりました。

以前、筆者が同じシリーズの「ブロック式捜査書類作成マニュアル」を出版した際にもご紹介しましたが、筆者は、裁判所の事務官、書記官を経て検察事務官に転身し、副検事を経て検事に任官されました。

私は、筆者と同じ時期に裁判所から検察庁に転身したことから筆者をよく知る者ですが、筆者は、検察庁において、数多くの難事件の捜査公判に携わり、事件の真相解明のため、事件現場に足を運び、被疑者や参考人を取り調べ、時には自ら逮捕状等を請求するなどして事件の真相解明に尽力し、多くの捜査官とその苦労と喜びを共にしてきました。

そんな筆者が、裁判官として令状審査の際に気付いた、警察官が陥りやすい誤りや、警察官が疑問に思うであろう点などを踏まえ、現場の警察官が身につけておくべき令状請求に関する基本的知識や実践的知識を分かり易く解説したのが、本書です。

本書は、初版の出版から約5年が経ち、その間に多くの警察官から寄せられたご意見に応え、特に現場で判断に迷うことが多い現行犯逮捕の項目を新たに加えるなど、改訂に当たっては、更にその内容を充実させました。

本書は、長年令状請求の実務に携わってきた筆者の検察官、そして裁判官としての知識・経験を集大成したものであり、実際の令状請求をイメージして、豊富な実例に基づきブロックごとに具体的に解説した極めて実践的な書であることから、短時間のうちに令状請求しなければならない現場の警察官にとって心強い味方になるはずです。

また、本書は、難解な法律理論を筆者の言葉で分かり易く噛み碎いて解説していることから、警察官が日頃から法律実務を学習するのにも適しています。

ぜひ、実務に、そして日頃の学習に、本書を積極的に活用してほしいと思います。

本書が現場の第一線で活躍する警察官諸兄にとって最良の書であると確信し、ここに自信をもって推薦する次第です。

令和2年4月

新潟地方検察庁次席検事 秋元 豊

第2版はしがき

令和の「令」は令状の令、昨年、令和元年10月22日に行われた即位礼正殿の儀を経て、いよいよ令和の時代が本格稼働し、令状請求、新時代の幕開けです。

近年のいわゆる特殊詐欺は、衰退するどころか、ますます組織性が進化するとともにその手口が巧妙化し、今なお相当の被害をもたらしています。

また、パーソナルコンピュータやスマートフォンだけでなく、カーナビゲーションシステムやドライブレコーダーなど様々な電子情報機器が犯行に使用されるようになり、犯罪自体が複雑多様化しています。

他方で昨今、交番勤務の警察官が襲われ拳銃を奪われた上、第2、第3の被害が発生したり、長期間自宅に引きこもっていた者が、ある日、突然暴挙に出たり、無差別に人を殺傷したりするなど、いわゆる従来型の強行犯がこれまで以上に凶暴化しているようにも思われます。

このような困難な時代において、警察官、麻薬取締官、国税査察官、税関職員等の第1次捜査機関の関係者、検察職員、さらには審査に当たる裁判所職員の皆さんは、常日頃から心身の鍛錬を積み、関係法令の知識の修得に励み、厳しい現状に立ち向かわれていることと思います。

本書は、好評を頂いた「令状審査の視点から見たブロック式刑事事件令状請求マニュアル」の令和新時代バージョンとして、この困難な時代に立ち向かっている皆さんのために、全面的に内容を見直した上で、現行犯逮捕を新たに加え、強制性交等罪等の加筆補正をした上、実際にあった実例等を加味して解説するなど、前作から一段階も二段階もパワーアップした令状請求マニュアルに仕上げました。（拙著「令状実務ズバリ回答 Q&A」の内容とのリンクも図っています。）

前作同様に、できる限り分かり易く解説することに努めてまいりましたが、もとより力不足であるため、どこまでその目的を達成できたかは定かではありません。今後は、読者の皆様からのご指摘、ご叱正を頂き、さらに良いものにしていくように努力してまいりたいと思っております。

最後になりましたが、本書の出版に当たって、私の裁判所・検察庁を通じての大先輩である新潟地方検察庁の秋元豊次席検事から、貴重なご意見等をうかがつた上、身に余る推薦のお言葉を頂きました。

また、本書の編集・企画等に関しましては、立花書房出版部の馬場野武部長をはじめ、濱崎寛美係長等、多くの方々にお世話になりました。この場をお借りして感謝申し上げます。

令和2年4月

東京簡易裁判所判事 恩田 剛

推薦のことば

本書は、実際の各種令状請求手続を想定し、手続上の留意事項の解説や記載例などを多々提示しているだけでなく、令状請求手続において生じる理論面、実務面からの問題点などを細かく紹介し、現場の警察官・捜査官として、どのような方策を採ればよいのかなどについて、丁寧かつ分かり易く解説したものである。

筆者は、現職の簡易裁判所判事であるが、刑事裁判官としての経験だけではなく、裁判所書記官、副検事、そして検事として長く捜査公判の現場で勤務していく経験を有しております、いわば各種令状に関し、請求する側と発付する側の両面を知り尽くしている立場にあることが特筆されるところである。

まさに、本書のような令状請求手続を解説するにふさわしい経歴を有していると評されよう。

令状請求が求められる場合は、しばしば時間との戦いになることがある。そのような場合、本書をひもとけば、極めて短時間のうちに問題を解決するための道筋を見付け出すことができるものと思われる。

日々の多忙な業務に負われている捜査官にはうってつけの良書であるといえるものである。

本書が与えてくれる知恵は、強制捜査に及ぶ段階に至った捜査において、必ずや手続上のミスや間違いを未然に防止し、的確な令状請求手続により、迅速な令状発付をもたらしてくれるもの信じてやまないところである。

これを手に取られた方には、是非、この良書を活用されることをお勧めする次第である。

平成 27 年 6 月

最高検察庁検事 城 祐一郎

はしがき

私は現在、簡易裁判所判事として令状を審査する立場にあります。以前は、令状を請求する立場がありました。

最初に令状の請求をしたのは、今からおよそ16年前の副検事1年生のときの通常逮捕状です。

この時の事件は、在宅の道路交通法違反（無免許運転）でした。

朝一番に被疑者を呼び出し、被疑者が取調室に入ってきたところで、私は、取調べ前の何気ない挨拶のつもりで、「おはようございます。今日はどうやってきましたか？」と聞いたのです。

被疑者は「〇〇線の電車で来ました。」と答えました。すると、隣に座っていた事務官が「あれ？ その電車、今朝のニュースでは、事故で動いていないって言ってましたよ。」と言うのです。

その一瞬、取調室が静まりかえり、被疑者の表情が凍り付いたのが分かりました。

そして次の瞬間、「あっ……間違えました。バスで来ました。」という被疑者の一言でその悪事が全て明るみに出たわけです。

つまりその被疑者は、無免許運転の事件を起こした被疑者として取調べを受けるため、ことあろうに無免許運転の車で検察庁に来たのでした。

私が被疑者に、「普通、そういうの間違える？」と聞いてからが時間との戦いでした。

被疑者を取り調べた上での自白調書の作成、検察庁の近くのコンビニに止めたという被疑車両の写真撮影、実況見分調書の作成、目撃者供述調書の作成、被疑者自宅からの運転ルートの特定など、逮捕状請求のための疎明資料を一挙に作成して一件記録を作り、直ちに逮捕状を裁判所に請求しました。

私はこのとき、初めて現場警察官の令状請求の大変さを身をもって知ったわけです。

その後、こうした経験を重ねる中で、現場で厳しい判断を強いられ、大変な労力を費やし、職務を遂行されている捜査関係者の方々にとって、より使いやすく、実務を支える理論面の理解にも役立つようなものが作れないかと、常々考えてきました。

そのような考えから生まれた発想が、各種令状の請求書式の必要な記載箇所を、各要素ごとに分割する形でブロック化し、そのブロックごとに解説する、という本書の原案でした。

以上のような考えに基づいて、できる限り分かり易く解説することを心がけて参りましたが、私の力量不足からどこまでその目的を達成できたかは、真に心許ないところではあります。

それでもなお、本書が、毎日の現場で額に汗する捜査関係者や令状事務処理に携わる方々にとって、少しでもお役に立てれば、筆者としてこれに優る喜びはありません。

最後になりましたが、本書の出版に当たり、日本大学大学院法務研究科元研究科長弁護士の加藤康榮先生、最高検察庁検事の城祐一郎先生にひとかたならぬご指導、ご助言を賜りました。

また、本書の編集等に関しまして、立花書房出版部の馬場野武次長をはじめ、本山進也参与、濱崎寛美係長、菊島一主任、金山洋史氏等多くの方々にお世話になりました。

この場をお借りして、感謝申し上げたいと思います。

平成 27 年 6 月

東京簡易裁判所判事 恩田 剛

〈本書の基本的コンセプト〉

1 ブロック式による請求書起案上の速やかな疑問の解消

日々多忙な刑事司法に携わる捜査関係者等が、令状請求についてスムーズな処理ができるよう各種令状の請求書の記載例を冒頭に置き、それぞれの記載箇所をブロック化して分類しました。

それらのブロックをA, B, Cなどとした上で、(ブロック A:P.○○)として、ブロックの後のコロンより右に本書のブロックごとの解説をしたページを示し、そこに起案上の実務的な留意点等を解説することにより、請求書記載の箇所から調べたい場所を検索できるようにしました。

詳しくはXIIページの「本書の使い方」をご覧ください。

2 請求側と審査側の両方の目線からの解説

請求者側である捜査官等が気付き難い手続面、知っていても見逃しやすい疎明資料、そのほかうっかりミスや誤解に基づく間違いなどに関し、どのように考え方対応したらよいかなどについて気付いた点として挙げさせていただきました。

また、審査側として請求者側の請求内容をどのように評価判断しているのかについて、私が審査する場合の例として、そのプロセス等を紹介させていただきました。

3 実務と理論の橋渡し

本書の各解説に当たっては、実務上の留意点等だけでなく、なぜそのような点に留意すべきなのかといった理論面や、少し細かくなりますが、それぞれの条文の根拠等を解説するようにしております。実務を通して理論の理解にもつながるように考えております。

〈凡　　例〉

1 判例の表記

判例の表記は、以下の例によります。

最高裁判所判決昭和 52 年 7 月 19 日最高裁判所刑事判例集 36 卷 7 号 111 頁
= 最判昭 52・7・19 刑集 36・7・111

最高裁判所決定昭和 53 年 7 月 19 日最高裁判所刑事判例集 37 卷 8 号 777 頁
= 最決昭 53・7・19 刑集 37・8・777

2 判例集等の略語

判例集等の引用は、以下の例によります。

| | |
|---------|-------------|
| 刑　　集 | 最高裁判所刑事判例集 |
| 裁 判 集 刑 | 最高裁判所裁判集刑事 |
| 裁 判 集 民 | 最高裁判所裁判集民事 |
| 下　　刑 | 下級裁判所刑事裁判例集 |
| 刑　　月 | 刑事裁判月報 |
| 判　　時 | 判例時報 |
| 判　　タ | 判例タイムズ |
| 警　　学 | 警察学論集 |

3 司法警察職員捜査書類基本書式例との対応

本書の請求書等の様式は、検事総長の一般的指示（刑訴法 193 条 1 項）である「司法警察職員基本書式例」の様式に対応しています。

本書の使い方

第1 本書の構成

本書は、

- 第1編 刑事手続の中の令状の位置付け
- 第2編 令状請求起案編
- 第3編 犯罪事実起案編
- 第4編 疎明資料編
- 第5編 令状審査発付編

で構成されています。

そのうち、**本書の最大の特色であるブロック式による解説**（その説明はこの後します。）**をしているのは、**

- 第2編 令状請求起案編**
- 第3編 犯罪事実起案編**

の2編です。

このうち、第2編の令状請求等起案編は、

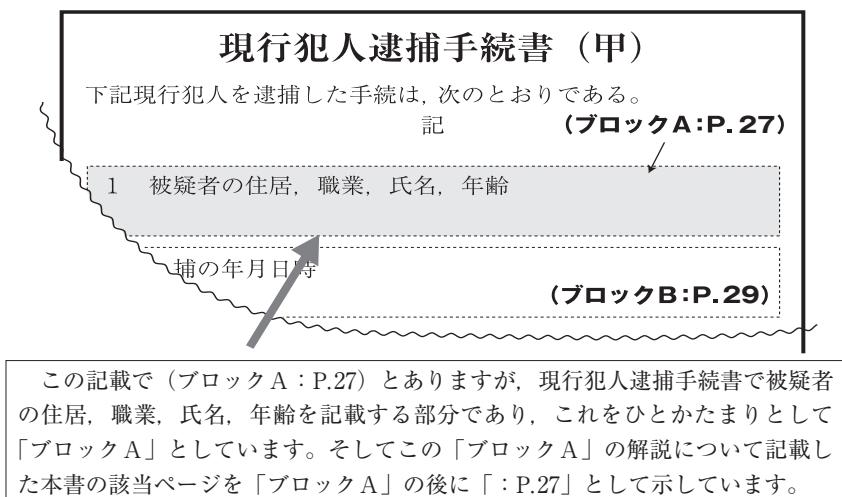
- 第1章 「現行犯逮捕」
- 第2章 「逮捕状請求：通常逮捕」
- 第3章 「逮捕状請求：緊急逮捕」
- 第4章 「搜索・差押え・検証許可状請求」
- 第5章 「身体検査令状請求」
- 第6章 「鑑定処分許可請求」

で構成されており、各章それぞれが、「概説」と「ブロック式による解説」に分かれています。

第2 令状請求起案編における「ブロック式」について

1 現行犯逮捕手続書及び各令状請求書式のブロックについて

令状請求起案編における「ブロック式」のブロックとは、現行犯人逮捕手続書及び各令状請求書式の記載事項欄をそれぞれブロック化して、そのブロックごとにA, B, Cと符号を付した上、本書の解説該当ページを示したもののことをいいます。例えば、現行犯人逮捕手続書の記載例（本書25ページ）の一部を下の図に示しましたので、ご覧ください。



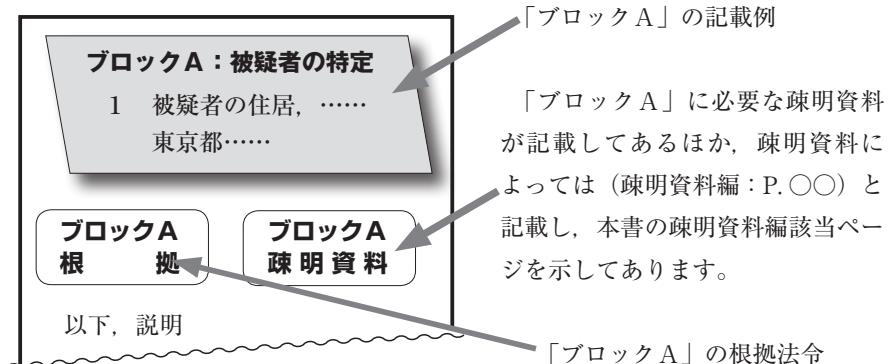
次に、同じように、通常逮捕状請求書の記載例（本書49ページ）の一部を下の図に示しましたので、ご覧ください。



これも、現行犯人逮捕手続書の記載例で述べたものと同じです。

2 ブロック式の解説部分について

解説部分については現行犯人逮捕手続書だけで説明しますが、この「ブロック A:P.27」の該当ページである 27 ページを見てみると、下の図のようになっています。



なお、現行犯人逮捕手続書及び各令状請求書の書式には、それぞれ犯罪事実（被疑事実）が記載例として挙げられていますが、それぞれの犯罪事実について解説したものが、本書の犯罪事実起案編に記載されていますので、（犯罪事実起案編：P.○○）とある記載から該当ページをご覧ください。

第3 犯罪事実起案編のブロックについて

犯罪事実起案編のブロックは、下の記載例のように、構成要件要素ごと、あるいはそれよりも少し大きくくった枠でひとかたまりとしてブロック化して、それぞれの記載が、どのような意味を持つのかなどについてブロックごとに解説しています（本書296ページ参照）。

恐喝罪（通常逮捕の逮捕状請求書の記載例）

被疑者は、通行人に因縁を付けて金員を喝取しようと企て（A）、令和2年○月○日午後11時30分頃、東京都葛飾区本町○丁目○番○号先路上において、通行中の○○○子（当26歳）に対し、「同人の肩をつかんで「お前、なんで俺の顔をじろじろ見てんだ。ぶつ飛ばすぞ。金出せよ。」などと語気鋭く申し向けて金員の交付を要求し、もしこの要求に応じなければ同人の生命、身体等にいかなる危害を加えるかも知れない氣勢を示して（B）同人を畏怖させ（C）、よって、即時同所において、同人から現金1万円の交付（D）を受けて（E）、これを喝取したものである（F）。

上記の記載例であれば、この記載例の後に

第1 概 説

恐喝罪は、相手方に対し、……

第2 各ブロックの解説

1. ブロック（A）

このブロックでは、恐喝の犯意を記載しています。……

2. ブロック（B）

「同人の肩をつかんで……

という具合に解説しています。

第4 疎明資料編について

令状起案編のブロックごとに示された疎明資料で（疎明資料編：P.○○）と示したものについて解説するとともに、その記載例を載せました。

なお、それぞれの解説の冒頭部分に、例えば、緊急逮捕手続書（本書324ページ参照）ならば、下記のような表が掲げられています。

| 疎明の対象 | 疎明の具体的な内容 | 有用性 |
|--------|-------------|-----|
| 捜査の適法性 | 緊急逮捕手続の適法性 | ○ |
| 被疑者の人定 | 携行品による身元確認等 | △ |
| 令状の理由 | 嫌疑の充分性 | △ |
| 令状の必要性 | 逃亡のおそれ等 | △ |

これは、それぞれ疎明資料がどんなことを疎明しているのか、その対象や内容とそれに対する有用性、つまり役立つ程度として、

- ……最も有用性がある
- △……他の疎明資料とあいまって有用性がある
- ×……その疎明資料では疎明できない

といった意味で記載しています。

この「○△×」の有用性は、事件によっては必ずしも当てはまらないこともあります、一応の目安として参考にしてください。

第5 令状審査発付編について

本書の最後に、請求を受けた後の裁判所における受付から審査、発付までの流れを「令状の受付から審査、そして発付までの流れ図」（本書370ページ参照）を示しながら解説しています。

これで、裁判所ではどのような流れで受付から審査、発付までが行われているのか一般的なイメージをつかんでいただけると思います。

目 次

| |
|---------------------------|
| 第2版推薦のことば |
| 第2版はしがき |
| 推薦のことば |
| はしがき |
| 本書の基本的コンセプト |
| 凡 例 |
| 本書の使い方 |
| 第1 本書の構成 |
| 第2 令状請求起案編における「ブロック式」について |
| 第3 犯罪事実起案編のブロックについて |
| 第4 疎明資料編について |
| 第5 令状審査発付編について |

第1編 刑事手続の中の令状の位置付け

第1章 総 論

| | |
|--------------------------------|---|
| 第1節 令状実務概論 | 4 |
| 第1 はじめに | 4 |
| 第2 捜査とは | 4 |
| 1 捜査の定義から判別できる捜査と捜査でない手続 | 4 |
| 2 捜査でない手続の具体例 | 5 |
| 第3 任意捜査と強制捜査 | 7 |
| 1 任意捜査とは | 7 |
| (1) 法定されている任意捜査 | 7 |
| (2) 法定されていない任意捜査 | 7 |
| 2 強制捜査とは | 8 |
| 第4 令状主義 | 8 |

第2編 令状請求起案編

第1章 現行犯逮捕

| | |
|-----------------------------|----|
| 第1節 現行犯逮捕について | 14 |
| 第1 令状請求マニュアルに現行犯逮捕の解説を加えた理由 | 14 |
| 第2 令状請求の構造と現行犯人逮捕手続書の位置付け | 14 |
| 1 令状請求の構造 | 15 |
| 2 現行犯人逮捕手続書の位置付け | 15 |
| 第3 現行犯逮捕とは | 16 |
| 1 現行犯とは | 16 |
| (1) 犯罪と犯人の明白性 | 17 |
| (2) 犯行の現行性・時間的接着性 | 17 |
| 2 逮捕とは | 17 |
| 第4 現行犯逮捕の要件 | 18 |
| 1 犯罪と犯人の明白性 | 19 |
| 2 犯罪の現行性・時間的接着性 | 21 |
| 第5 現行犯逮捕の際の留意点 | 22 |
| 1 被疑事実の特定 | 22 |
| 2 被疑者の人定 | 22 |
| 3 逮捕の必要性 | 23 |
| 4 逮捕の年月日時 | 23 |
| 5 逮捕の場所 | 23 |
| 第2節 ブロック式による解説 | 25 |
| ブロックA：被疑者の特定 | 27 |
| 第1 概説 | 27 |
| 第2 それぞれの各人定要素について | 28 |
| 1 住居 | 28 |
| 2 職業 | 28 |
| 3 氏名 | 28 |
| 4 生年月日・年齢 | 28 |

| | |
|--|----|
| ブロックB : 逮捕の年月日時 | 29 |
| 第1 概 説 | 29 |
| 第2 審査の視点 | 30 |
| 1 現認時間と逮捕時間の接着性 | 30 |
| 2 送致時間の適法性 | 31 |
| ブロックC : 逮捕の場所 | 31 |
| 第1 概 説 | 31 |
| 第2 審査の視点 | 32 |
| ブロックD : 現行犯人と認めた理由及び事実の要旨 | 33 |
| 第1 概 説 | 34 |
| 第2 ブロック D内の (a) ~ (b) の解説 | 34 |
| 1 ブロック (a) | 34 |
| 2 ブロック (b) | 35 |
| 3 ブロック (c) | 35 |
| (1) 逮捕者の現認に代わる事件概要の記載 | 35 |
| (2) 犯罪の現行性・時間的接着性に関する記載 | 35 |
| (3) 犯人性に関する記載 | 36 |
| 3 ブロック (d) | 36 |
| 4 ブロック (e) | 36 |
| 5 ブロック (f) | 37 |
| 第3 ブロック D内の(2)の事実の要旨の記載について | 37 |
| ブロックE : 逮捕時の状況 | 37 |
| 第1 概 説 | 38 |
| 第2 記載する理由 | 38 |
| 1 一 般 論 | 38 |
| 2 記載例の場合 | 39 |
| ブロックF : 証拠資料の有無 | 39 |
| 第1 概 説 | 39 |
| 第2 記載に当たっての注意事項 | 40 |

第2章 逮捕状請求：通常逮捕

| | |
|------------------------------|----|
| 第1節 (通常) 逮捕状の請求 | 42 |
| 第1 通常逮捕と逮捕状 | 42 |

| | |
|--|----|
| 第2 逮捕状による逮捕権行使の性質 | 42 |
| 第3 通常逮捕状の請求前の準備 | 44 |
| 1 請求以前の捜査内容の整理と確認 | 44 |
| (1) 逮捕の理由についての検討 | 44 |
| (2) 適用法令等についての検討 | 47 |
| (3) 逮捕の必要性 | 47 |
| 2 請求書起案と請求 | 48 |
| 第2節 ブロック式による解説 | 49 |
| 第1の1 逮捕状請求書（甲）の記載例 | 49 |
| 第1の2 逮捕状（通常逮捕）の記載例 | 51 |
| 第2 ブロックごとの解説 | 52 |
| ブロックA：逮捕状の請求先 | 52 |
| 1 通常逮捕状の請求先 | 52 |
| 2 どこの裁判所の裁判官に請求するのか | 52 |
| 3 刑訴規則299条1項但し書の場合の請求事例 | 53 |
| 4 実務上の取扱いとその理由 | 54 |
| 「アドヴァンス・ポイント」 | |
| 逮捕状は命令書だが、その性質は命令状ではなく許可状 | 56 |
| ブロックB：請求者 | 57 |
| 1 概説 | 57 |
| 2 請求権の管轄 | 58 |
| (1) 原則は管轄区域内の犯罪 | 58 |
| (2) 管轄区域外で捜査できる例外 | 58 |
| 3 実務上の留意点 | 58 |
| 4 失敗事例 | 59 |
| (1) 契印の位置 | 59 |
| (2) 差し替えによる契印漏れ | 60 |
| ブロックC：罪名 | 62 |
| 1 概説 | 62 |
| 2 実務上の留意点 | 62 |
| 3 実際の記載要領 | 63 |
| ブロックD：被疑者の特定事項 | 64 |
| 1 概説 | 64 |
| 2 被疑者の氏名 | 64 |

| | |
|---|-----------|
| 3 生年月日（年齢） | 66 |
| 4 職業 | 67 |
| 5 住居 | 67 |
| ブロックE：有効期間 | 68 |
| 1 概説 | 69 |
| 2 有効期間が定められている理由 | 69 |
| 3 有効期間7日の例外 | 70 |
| 4 7日を超える有効期間が必要となる場合 | 70 |
| (1) 最初から7日より長い有効期間を請求できる場合 | 70 |
| (2) 被疑者が逃亡中、所在不明の場合 | 71 |
| (3) 被疑者が海外逃亡中である場合 | 71 |
| (4) 有効期間を1年とした事例（極めて希なケース） | 72 |
| 5 実務上の問題点 | 75 |
| (1) 有効期間と公訴時効 | 75 |
| (2) 7日より短い有効期間の請求 | 76 |
| 6 記載例 | 76 |
| (1) 被疑者が逃亡中の場合 | 76 |
| (2) 被疑者が所在不明の場合 | 77 |
| (3) 被疑者が海外逃亡中である場合 | 77 |
| (4) 移送調整のため、初回請求で7日以上必要な場合 | 77 |
| ブロックF：引致場所 | 78 |
| 1 概説 | 78 |
| 2 引致すべき官公署記載の根拠 | 79 |
| 3 引致すべき場所 | 79 |
| 4 引致場所の変更 | 80 |
| 5 実際にあった引致場所の変更請求事例 | 81 |
| 1 引致場所変更請求書 | 83 |
| 2 引致場所変更許可決定書（発付済みの逮捕状末尾に添付して裁判官が契印） | 84 |
| ブロックG：数通發付 | 85 |
| 1 概説 | 85 |
| 2 請求方法 | 86 |
| 3 記載例 | 87 |
| (1) 被疑者の立ち回り先が複数あり、同時に執行しなければ逮捕の実効を期し難い場合 | 87 |
| (2) 被疑者が暴力団幹部組員であり、組織的な逃亡支援が推認される場合 | 87 |

| | |
|---|-----|
| ブロックH : 罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由 | 87 |
| 1 概 説 | 88 |
| (1) 「相当な理由」は何について必要か（「相当な理由」の対象） | 88 |
| (2) 「相当な理由」とはどの程度の嫌疑をいうのか（「相当な理由」の程度） .. | 88 |
| 2 記載すべき疎明資料 | 94 |
| ブロックI : 逮捕の必要性 | 95 |
| 1 概 説 | 95 |
| 2 必要性の判断のための事項 | 95 |
| (1) 被疑者の年齢 | 96 |
| (2) 被疑者の境遇 | 96 |
| (3) 犯罪の軽重 | 96 |
| (4) 犯罪の態様 | 97 |
| (5) その他諸般の事情 | 97 |
| 3 裁判官による必要性の判断 | 97 |
| 4 必要性に関するその他の問題 | 98 |
| (1) 不出頭と刑訴法199条2項但し書の必要性 | 98 |
| (2) 軽微事件の不出頭（刑訴法199条1項但し書）と刑訴法199条2項但 し書の必要性 | 99 |
| 5 実際の記載例 | 100 |
| ブロックJ : 別逮捕状の存在の記載 | 101 |
| 1 概 説 | 101 |
| 2 記載の対象となる犯罪事実と審査の観点 | 101 |
| (1) 記載の対象となる犯罪事実 | 101 |
| (2) 各犯罪事実ごとの審査の観点 | 104 |
| 3 記 載 要 領 | 104 |
| (1) 留 意 点 | 104 |
| (2) 実際の記載例 | 109 |
| ブロックK : 30万円以下の軽微事件の記載 | 112 |
| 1 概 要 | 112 |
| 2 軽微事件の対象となる犯罪 | 113 |
| 3 実務上の留意点 | 114 |
| (1) 住 居 不 定 | 114 |
| (2) 呼出不出頭 | 114 |
| (3) 公訴時効が短い | 114 |

| | |
|------------------------------|-----|
| 4 実際の記載例 | 115 |
| (1) 住居不定の場合 | 115 |
| (2) 呼出不出頭の場合 | 115 |
| 「アドヴァンス・ポイント」 | |
| いわゆる更新請求の際に押さえておきたい留意点 | 116 |

第3章 逮捕状請求：緊急逮捕

| | |
|---|-----|
| 第1節 緊急逮捕状の請求 | 122 |
| 第1 緊急逮捕とは | 122 |
| 第2 緊急逮捕の合憲性 | 122 |
| 1 合 憲 説 | 122 |
| (1) 令状逮捕説 | 122 |
| (2) 令状除外説 | 122 |
| 2 違 憲 説 | 123 |
| 第3 緊急逮捕の要件 | 123 |
| 1 犯罪の重大性 | 123 |
| (1) 犯罪の重大性の基準 | 123 |
| (2) 法定刑による比較の仕方 | 124 |
| (3) 処断刑は全く考慮しなくてよいのか | 124 |
| 2 嫌疑の充分性 | 125 |
| 3 逮捕の緊急性 | 126 |
| 第2節 ブロック式による解説 | 127 |
| 第1の1 逮捕状請求書（乙）の記載例 | 127 |
| 第1の2 逮捕状（緊急逮捕）の記載例 | 129 |
| 第2 ブロックごとの解説 | 130 |
| ブロックA：請 求 先 | 130 |
| ブロックB：請 求 者 | 130 |
| ブロックC：罪 名 | 131 |
| 1 逮捕時の罪名を記載すること | 131 |
| 2 罪名の中で犯罪の重大性の要件を満たしていない罪名が含まれている場合 | 132 |
| ブロックD：被疑者の特定事項 | 134 |
| ブロックE：逮捕の年月日時及び場所 | 134 |

| | |
|---|-----|
| ブロックF : 引致の年月日時及び場所 | 135 |
| ブロックG : 逮捕者の官公職氏名 | 136 |
| 1 概 説 | 136 |
| 2 逮捕者が負傷するなどして署名又は記名の上押印できない場合の記載 | 137 |
| 3 誤記訂正の方法 | 137 |
| ブロックH : 引致すべき官公署等 | 138 |
| ブロックI : 嫌疑の充分性 | 138 |
| 「法律豆知識」 | |
| 刑事案件の自白と民事事件の自白はこんなに違う | 141 |
| ブロックJ : 緊 急 性 | 142 |
| 1 概 説 | 142 |
| 2 実際の記載例 | 143 |
| ブロックK : 別逮捕状の存在の記載 | 143 |

第4章 捜索・差押え・検証許可状請求

| | |
|----------------------------------|-----|
| 第1節 捜索・差押え・検証許可状の請求 | |
| 第1 捜索・差押え・検証の規定 | 146 |
| 第2 捜索・差押え・検証とは | 147 |
| 第2節 ブロック式による解説 | 148 |
| 第1の1 捜索差押許可状請求書（通常のもの）の記載例 | 148 |
| 第1の2 捜索差押許可状（通常のもの）の記載例 | 150 |
| 第2の1 捜索差押許可状請求書（強制採尿）の記載例 | 151 |
| 第2の2 捜索差押許可状（強制採尿）の記載例 | 152 |
| 第3 ブロックごとの解説 | 153 |
| ブロックA : 表題部分 | 153 |
| ブロックB : 請求先 | 154 |
| ブロックC : 請求者 | 154 |
| ブロックD : 罪名 | 154 |
| ブロックE : 被疑者の氏名 | 155 |
| 1 被疑者不明の場合 | 156 |
| 2 被疑者が複数の場合 | 156 |
| 3 被疑者が複数であり、犯罪事実も多数の場合 | 157 |

| | |
|---|------------|
| 4 被疑者死亡の場合 | 160 |
| 5 被疑者が法人である場合 | 161 |
| ブロックF：差し押さえるべき物 | 163 |
| 1 差押えの対象となる物 | 164 |
| (1) 証 拠 物 | 164 |
| (2) 没収すべき物 | 165 |
| (3) 差押えの対象となる物についての特別規定 | 166 |
| 2 差し押さえるべき物と犯罪事実との関連性 | 167 |
| (1) 犯罪事実との関連性 | 167 |
| (2) 第三者方の差し押さえるべき物について | 168 |
| 3 差し押さえるべき物の特定 | 169 |
| (1) 概 説 | 169 |
| (2) 車両の特定 | 170 |
| (3) 明示の程度（特定の問題） | 171 |
| 4 実際の記載例 | 172 |
| (1) 窃盗被疑事件の場合 | 172 |
| (2) 覚醒剤取締法違反の場合 | 173 |
| (3) 診療録の差押えの場合 | 173 |
| (4) 郵便物の差押えの場合 | 173 |
| (5) 覚醒剤等の二重差押えが必要な場合 | 173 |
| (6) 電子機器等の差押えの場合 | 174 |
| (7) 携帯電話の通話明細の差押えの場合 | 174 |
| ブロックG：検索等すべき場所等 | 175 |
| 1 検索等すべき場所を明示する趣旨 | 175 |
| 2 場所の特定のための判断基準 | 175 |
| (1) 客観的・空間的基準 | 175 |
| (2) 管理権基準 | 176 |
| 3 第三者方に対する検索差押え | 176 |
| 4 自動車に対する検索差押え | 177 |
| (1) 自動車の車両自体についての検索差押え | 177 |
| (2) 自動車の車両内の検索差押え | 177 |
| (3) 自動車の差押えと同自動車の車両内の検索・差押えを1通の検索差押 許可状請求書で請求することはできるか | 179 |
| ブロックH：有効期間 | 180 |

| | |
|--|-----|
| ブロックI : 夜間執行 | 180 |
| 1 原則 | 181 |
| 2 例外 | 181 |
| (1) 刑訴法 117 条 | 181 |
| (2) 自動車の搜索差押えに係る夜間執行の要否 | 182 |
| 3 夜間執行の必要性や記載上の注意点 | 182 |
| (1) 夜間執行の必要性 | 182 |
| (2) 実際の記載上の注意点 | 182 |
| 4 実際の記載例 | 184 |
| (1) 内偵捜査をしても、被疑者の行動が把握できず在宅時間も定まっていないが、自宅の搜索に被疑者を立ち会わせたい場合 | 185 |
| (2) 共犯者が逮捕されたことを既に知って被疑者が逃走中であるが、搜索すべき場所に夜間ひそかに立ち回っている状況がうかがえる場合 | 185 |
| (3) 暴力団による組織犯罪等で、被疑者逮捕の直後に関係場所の一斉搜索を実施したい場合 | 185 |
| 第3節 記録命令付差押え・リモートアクセス | 186 |
| 1 電磁的記録の検査 | 186 |
| 2 記録命令付差押え | 186 |
| 3 リモートアクセスによる差押え | 188 |
| 第4節 ブロック式による解説 | 189 |
| 第1の1 記録命令付差押許可状請求書の記載例 | 189 |
| 第1の2 記録命令付差押許可状の記載例 | 191 |
| 第2 ブロックごとの解説（記録命令付差押え） | 192 |
| ブロックA : 記録等させるべき電磁的記録 | 192 |
| 1 概説 | 192 |
| 2 実際の記載例 | 193 |
| (1) 電子メールの場合 | 193 |
| (2) Web サイトの更新履歴の場合 | 193 |
| (3) 電話の通話履歴の場合 | 193 |
| ブロックB : 記録等させるべき者 | 194 |
| 1 概説 | 194 |
| 2 実際の記載例 | 195 |

| | |
|-------------------------------|-----|
| 第3の1 捜索差押許可状請求書（リモートアクセス）の記載例 | 196 |
| 第3の2 捜索差押許可状（リモートアクセス）の記載例 | 198 |
| 第4 ブロックごとの解説（リモートアクセス） | 199 |
| ブロックA：差し押さえるべき物 | 199 |
| ブロックB：複写範囲 | 200 |
| 1 概 説 | 200 |
| 2 記録媒体ごとの解説 | 201 |
| (1) 電子メール | 201 |
| (2) リモートストレージ | 205 |
| (3) LAN, WANなど | 205 |
| (4) Webページ | 206 |
| (5) その他（携帯電話機等） | 207 |
| 3 複写範囲として問題のある記載 | 208 |
| 4 そ の 他 | 209 |
| 5 実際の記載例 | 210 |
| 「アドヴァンス・ポイント」 | |
| 刑訴法の基本構造について | 212 |

第5章 身体検査令状請求

| | |
|--------------------|-----|
| 第1節 身体検査令状の請求 | 214 |
| 第1 身体検査 | 214 |
| 第2 身体検査令状の特殊性と特別事項 | 215 |
| 1 身体検査令状の特殊性 | 215 |
| 2 身体検査令状請求書の記載事項 | 215 |
| 3 身体検査令状の記載事項 | 216 |
| 4 身体検査令状の執行における特殊性 | 218 |
| 第3 身体検査令状が必要となる場合 | 218 |
| 1 身体的特徴についての検査のため | 218 |
| 2 傷害の部位についての検査のため | 218 |
| 3 覚醒剤の注射痕等の検査のため | 219 |
| 4 強制採血のため | 219 |
| 5 毛髪の強制採取のため | 219 |

| | |
|--|-----|
| 第2節 ブロック式による解説 | 220 |
| 第1の1 身体検査令状請求書（通常のもの）の記載例 | 220 |
| 第1の2 身体検査令状（通常のもの）の記載例 | 222 |
| 第2の1 身体検査令状請求書（強制採血）の記載例 | 223 |
| 第2の2 身体検査令状（強制採血）の記載例 | 225 |
| 第3の1 身体検査令状請求書（毛髪採取）の記載例 | 226 |
| 第3の2 身体検査令状（毛髪採取）の記載例 | 228 |
| 第4 ブロックごとの解説 | 229 |
| ブロックA：請求先 | 229 |
| ブロックB：請求者 | 229 |
| ブロックC：罪名 | 230 |
| ブロックD：被疑者の氏名 | 230 |
| ブロックE：身体検査を受ける者 | 231 |
| 1 概説 | 231 |
| 2 性別及び健康状態 | 231 |
| (1) 性別 | 231 |
| (2) 健康状態 | 232 |
| 3 実際の記載例 | 232 |
| ブロックF：身体検査を必要とする理由 | 233 |
| 1 概説 | 233 |
| 2 令状発付に関しての一般的な必要性との違い | 233 |
| 3 実際の記載例 | 234 |
| (1) 身体の傷害の状況についての検査の場合 | 234 |
| (2) 被疑者の身体の特徴についての検査の場合 | 234 |
| (3) 強制採血の場合 | 235 |
| (4) 毛髪採取の場合 | 235 |
| ブロックG：検査すべき身体の部位 | 236 |
| 1 概説 | 236 |
| 2 実際の記載例 | 236 |
| (1) 被害者が被疑者の上半身の刺青を目撃しており、これを検査する場合 | 236 |
| (2) 被疑者の注射痕を検査する場合 | 236 |
| (3) 被害者から反撃された被疑者右肩部の咬傷等を検査する場合 | 236 |
| (4) 血中アルコール濃度を測定するための強制採血の場合（鑑定処分許可状とともに身体検査令状を請求する） | 237 |

| | |
|---|-----|
| (5) 毛髪鑑定に必要な毛髪を強制採取する場合（鑑定処分許可状とともに 身体検査令状を請求する） | 237 |
| ブロックH ：有効期間 | 237 |
| ブロックI ：夜間執行 | 238 |

第6章 鑑定処分許可状請求

| | |
|----------------------------|-----|
| 第1節 鑑定処分許可状の請求 | 240 |
| 第1 鑑定とは | 240 |
| 第2 刑訴法の鑑定はそもそも公判段階を基本にしている | 240 |
| 第3 捜査段階における鑑定 | 241 |
| 第4 強制採血、毛髪採取の鑑定処分許可状 | 242 |
| 第2節 ブロック式による解説 | 244 |
| 第1の1 鑑定処分許可請求書（死体解剖）の記載例 | 244 |
| 第1の2 鑑定処分許可状（死体解剖）の記載例 | 246 |
| 第2の1 鑑定処分許可請求書（強制採血）の記載例 | 247 |
| 第2の2 鑑定処分許可状（強制採血）の記載例 | 249 |
| 第3の1 鑑定処分許可請求書（毛髪採取）の記載例 | 250 |
| 第3の2 鑑定処分許可状（毛髪採取）の記載例 | 251 |
| 第4の1 鑑定処分許可請求書（刀剣類）の記載例 | 252 |
| 第4の2 鑑定処分許可状（刀剣類）の記載例 | 254 |
| 第5 ブロックごとの解説 | 255 |
| ブロックA ：請求先 | 255 |
| ブロックB ：請求者 | 255 |
| ブロックC ：罪名欄 | 255 |
| ブロックD ：鑑定人の職業及び氏名 | 256 |
| 1 概説 | 256 |
| 2 強制採血の場合 | 256 |
| 3 鑑定人を変更した場合の取扱い | 257 |
| ブロックE ：鑑定嘱託年月日 | 258 |

| | |
|---------------------------------------|-----|
| ブロックF : 鑑定嘱託事項 | 259 |
| 1 概 説 | 259 |
| 2 鑑定嘱託事項の項目例 | 260 |
| (1) 人体に関するもの | 260 |
| (2) 薬物に関するもの | 261 |
| (3) 化学に関するもの | 261 |
| (4) 法医学に関するもの | 261 |
| (5) 銃器, 実包, 刀剣類に関するもの | 261 |
| ブロックG : 被疑者の氏名 | 261 |
| ブロックH : 破壊すべき物等 | 262 |
| 1 概 説 | 262 |
| 2 鑑定処分許可状が必要な処分 | 263 |
| (1) 鑑定に必要な処分のうち鑑定処分許可状が必要なものは何か | 263 |
| (2) 要否の具体例 | 263 |
| 3 実際の記載例 | 266 |
| (1) 立ち入るべき住居の場合 | 266 |
| (2) 立ち入るべき船舶の場合 | 266 |
| (3) 検査すべき身体の場合 | 266 |
| (4) 解剖すべき死体の場合 | 266 |
| (5) 破壊すべき物の場合 | 267 |
| (6) 強制採血の場合 | 268 |
| (7) 毛髪の強制採取の場合 | 268 |
| (8) 体腔内の異物の採取の場合 | 268 |
| ブロックI : 有効期間 | 269 |
| 「検査の現場から」 | |
| 予試験の精度と本鑑定の重要性 | 270 |

第3編 犯罪事実起案編

第1章 令状請求のための犯罪事実の記載

| | |
|---|-----|
| 第1節 犯罪事実の記載について | 274 |
| 第1 概 説 | 274 |
| 第2 犯罪事実を組み立てるための要素 | 275 |
| 第3 それぞれの犯罪要素の特定の程度 | 276 |
| 1 特定できる限度で特定すれば足りる | 276 |
| 2 過剰な特定は不要 | 277 |
| 3 逆に、一見過剰に見えて実は特定のために必要な記載もある | 278 |
| 第4 犯罪構成要件にあった犯罪事実の構成 | 278 |
| 1 犯罪構成要件は必要なものを欠いてはいけないし、不要なものを付け加えてもいけない | 278 |
| (1) 必要なものを欠いている場合 | 278 |
| (2) 逆に、必要なないものを付け加えている場合 | 279 |
| 2 犯罪構成要件を十分に検討し理解していかなければならない | 282 |
| 3 犯罪事実は具体的事實を記載しなければならない | 285 |
| 4 犯罪事実は令状請求の理由となる事實以外の事實を記載してはならない | 286 |
| 5 犯罪事実は証拠に基づいて正確に記載する | 287 |
| (1) 見落としがちな形式的証拠 | 287 |
| (2) 不法残留の期間 | 287 |
| (3) 実行行為が言動である場合の注意点 | 288 |
| 第5 その他の留意すべき事項 | 289 |
| 1 被疑事實と犯罪事實では、主体となる被疑者が異なる | 289 |
| 2 用語は正確に使用する | 290 |
| (1) 「こもごも」について | 291 |
| (2) 「やにわに」について | 291 |
| (3) 「被疑者乙『をして』右足で同巡査の腹部を1回踏みつけさせ」について | 291 |
| (4) 「よって」「もって」について | 292 |
| 3 犯罪事實の本文の行間は、1行程度空けて起案するのが良い | 293 |

第2章 ブロック式による解説

| | |
|-------------------------|-----|
| 第1節 犯罪事実各論 | 296 |
| 「恐喝罪」 | 296 |
| 第1 概 説 | 296 |
| 第2 各ブロックの解説 | 298 |
| 1 ブロック (A) | 298 |
| 2 ブロック (B) | 298 |
| 3 ブロック (C) | 299 |
| 4 ブロック (D) | 299 |
| 5 ブロック (E) | 299 |
| 6 ブロック (F) | 299 |
| 「住居侵入窃盗」 | 300 |
| 第1 概 説 | 300 |
| 第2 各ブロックの解説 | 300 |
| 1 ブロック (A) | 300 |
| 2 ブロック (B) | 300 |
| 3 ブロック (C) | 301 |
| 4 ブロック (D) | 301 |
| 5 ブロック (E) | 301 |
| 「現住建造物等放火罪」 | 302 |
| 第1 概 説 | 302 |
| 第2 各ブロックの解説 | 302 |
| 2 ブロック (B) | 303 |
| 3 ブロック (C) | 303 |
| 4 ブロック (D) | 303 |
| 「有印私文書偽造・同行使・詐欺罪」 | 304 |
| 第1 概 説 | 304 |
| 第2 各ブロックの解説 | 305 |
| 1 ブロック (A) | 305 |
| (1) 行使の目的をもって | 305 |
| (2) ほしいままに | 306 |

| | |
|-------------------------------------|-----|
| (3) お名前欄に「甲」と冒書し、その右横に「甲」と刻した印章を冒捺 | 306 |
| (4) 金銭借入申込書 | 306 |
| 2 ブロック (B) | 307 |
| (1) 同店従業員乙に対し | 307 |
| (2) 提出して行使し | 307 |
| 3 ブロック (C) | 307 |
| (1) 現金10万円の借用方を申込み | 307 |
| (2) 前記乙をして～誤信させ | 308 |
| (3) よって、即時同所において、前記乙から～現金10万円の交付を受け | 308 |
| (4) もって人を欺いて財物を交付させた | 308 |
| 「詐 欺 罪」 | 309 |
| 第1 概 説 | 309 |
| 第2 各ブロックの解説 | 310 |
| 1 ブロック (A) | 310 |
| 2 ブロック (B) | 310 |
| 3 ブロック (C) | 310 |
| 4 ブロック (D) | 310 |
| 5 ブロック (E) | 310 |
| 「強制性交等罪」 | 311 |
| 第1 概 説 | 311 |
| 第2 各ブロックの解説 | 311 |
| 1 ブロック (A) | 311 |
| 2 ブロック (B) | 311 |
| 3 ブロック (C) | 311 |
| 4 ブロック (D) | 312 |
| 5 ブロック (E) | 312 |
| 「殺 人 罪」 | 313 |
| 第1 概 説 | 314 |
| 第2 各ブロックの解説 | 314 |
| 1 ブロック (A) | 314 |
| 2 ブロック (B) | 314 |
| 3 ブロック (C) | 314 |

第4編 疎明資料編

第1章 疎明資料

| | |
|--------------------------------|-----|
| 第1節 疎明資料について | 320 |
| 第1 概　　説 | 320 |
| 第2 疎明資料が必要な範囲 | 320 |
| 1 令状請求の適法性に関する疏明資料 | 321 |
| 2 理由（犯罪の嫌疑の相当性等）に関する疏明資料 | 321 |
| 3 必要性に関する疏明資料 | 321 |
| 4 身上関係に関する疏明資料 | 321 |
| 5 その他の疏明資料 | 321 |
| 第3 疎明資料の制限 | 322 |

第2章 各疏明資料

| | |
|---------------------------------------|-----|
| 第1節 各疏明資料について | 324 |
| 第1 緊急逮捕手続書 | 324 |
| 1 概　　要 | 324 |
| 2 証拠としての性質 | 324 |
| 3 記載内容 | 325 |
| (1) 被疑者の住居・職業・氏名・年齢 | 325 |
| (2) 逮捕の年月日時・場所 | 326 |
| (3) 罪名・罰条・被疑事実の要旨 | 326 |
| (4) 被疑者が被疑事実を犯したことを疑うに足りる充分な理由 | 326 |
| (5) 急速を要し裁判官の逮捕状を求めることができなかつた理由 | 326 |
| (6) 逮捕時の状況 | 326 |
| 第2 通常逮捕手続書 | 330 |
| 1 概　　要 | 330 |
| 2 記載内容 | 330 |
| (1) 被疑者の住居・職業・氏名・年齢 | 330 |
| (2) 逮捕の年月日時・逮捕の場所 | 330 |
| (3) 逮捕時の状況 | 330 |

| | |
|------------------------------|-----|
| 第3 被害届 | 333 |
| 1 概説 | 333 |
| 2 証拠法上の位置付け | 333 |
| 3 各記載欄 | 334 |
| (1) 宛先 | 334 |
| (2) 罪名 | 334 |
| (3) 届出年月日 | 334 |
| 第4 実況見分調書 | 340 |
| 1 概説 | 340 |
| 2 証拠法上の位置付け | 340 |
| (1) 実況見分調書の証拠能力 | 340 |
| (2) 実況見分調書作成に当たっての注意点 | 341 |
| 3 各記載欄 | 342 |
| (1) 形式的記載事項 | 342 |
| (2) 實質的記載事項 | 343 |
| 第5 捜査報告書（被疑者写真による特定） | 347 |
| 1 概説 | 347 |
| 2 記載内容 | 347 |
| (1) 被疑者の人定についての検査経過と人定の困難性 | 347 |
| (2) 被疑者写真の入手経緯等 | 347 |
| 第6 捜査報告書（逮捕状更新請求報告書） | 350 |
| 1 概説 | 350 |
| 2 記載内容 | 351 |
| (1) 請求以前にどのような検査をしたのか | 351 |
| (2) 今後どのような検査をしていくのか | 351 |
| 第7 捜査報告書（数通発付の必要性報告書） | 354 |
| 1 概説 | 354 |
| 2 記載内容 | 354 |
| (1) 逮捕場所が複数想定されることについての具体的理由 | 354 |
| (2) 具体的関係場所の所在地と必要通数 | 354 |
| 第8 戸籍・住民票・免許証等の身上関係疎明資料 | 357 |
| 1 概説 | 357 |
| 2 人定資料に関する注意事項 | 357 |
| (1) 人定資料はいかなる場合も必須 | 357 |
| (2) 人定資料は鮮度が重要 | 358 |

第5編 令状審査発付編

第1章 令状審査の流れ

| | |
|-----------------------------------|-----|
| 第1節 手続の流れ | 362 |
| 第1 令状請求の受付、審査から令状交付までの全体の流れ | 362 |
| 第2 書記官等による受付 | 362 |
| 第3 書記官等による審査補助（形式審査） | 363 |
| 1 適法性の審査補助 | 363 |
| 2 理由審査及び必要性審査のための疎明資料の確認等 | 363 |
| 第4 裁判官による審査（実質審査） | 363 |
| 1 適法性審査 | 363 |
| (1) 手続の適法性 | 363 |
| (2) 請求書の記載要件の充足性 | 364 |
| (3) 請求書の記載内容の適法性 | 364 |
| 2 理由審査 | 364 |
| (1) 犯罪事実の疎明とその程度 | 364 |
| (2) 犯罪事実と被疑者の結び付き | 367 |
| 3 必要性審査 | 368 |
| 第5 書記官等による請求者への令状交付 | 368 |

第6編 行政警察活動の強制令状編

第1章 行政警察活動における強制令状について

| | |
|---|-----|
| 第1節 行政警察活動における強制令状とは | 374 |
| 第1 警職法上の保護と保護許可状の請求 | 375 |
| 1 警職法上の保護とは | 375 |
| (1) 警察法2条の保護と警職法3条の保護の関係 | 375 |
| (2) 行政法からみた警職法上の保護の法的性質 | 376 |
| (3) 警職法3条の保護は、警察法2条の保護と異なり、なぜ一定の保護要件の下で保護できるようにしたのか | 378 |
| 2 要保護者の氏名、保護の要件等 | 379 |
| (1) 要保護者氏名等 | 379 |
| (2) 保護の理由 | 379 |
| (3) 保護の法的根拠 | 384 |
| 3 保護の日時、引渡日時 | 385 |
| 4 引渡先 | 385 |
| 5 保護許可状の請求 | 386 |
| (1) 保護許可状の請求とその根拠 | 386 |
| (2) 請求手続 | 386 |
| 第2 触法少年事件に係る搜索差押許可状の請求 | 393 |
| 1 触法少年事件の特殊性と強制調査のための少年法改正経緯 | 393 |
| 2 触法少年事件の令状請求等について注意すべき事項 | 394 |
| (1) 強制捜査ではなく強制調査であること | 394 |
| (2) 請求者の官公職氏名が異なること | 394 |
| (3) 令状請求書の主文が異なること | 394 |
| (4) 調査の対象は、被疑者ではなく触法少年であること | 394 |
| (5) 触法少年事件の身体検査令状 | 394 |

付 錄

| | |
|-----------------------------|-----|
| 明朝体のデザインについて（常用漢字表からの一部抜粋等） | 399 |
| 1 へんとつくり等の組合せ方について | 401 |
| 2 点画の組合せ方について | 401 |
| 3 点画の性質について | 402 |
| 4 特定の字種に適用されるデザイン差について | 404 |
| 事項索引 | 405 |

第1編

刑事手続の中の令状の位置付け

第1章 総 論

第1章

総論

第1節 令状実務概論

第1 はじめに

第2 捜査とは

第3 任意捜査と強制捜査

第4 令状主義

第1節 令状実務概論

第1 はじめに

警察官が被疑者の身柄を確保するのも、検察事務官が検事の下で被疑者調書を作成するのも、検察官が取調べをするのも、裁判所事務官や書記官が令状の審査補助（形式審査）をするのも全てそうですが、今、自分がやっている作業が刑事手続の中においていかなる意味があり、どのような位置付けにあるのかを十分に承知してこそ、はじめて適正かつ妥当な職務遂行ができます。

特に、本書が扱う令状は、公訴の提起や有罪判決の段階よりも嫌疑のレベルが低い捜査段階において、強制的に被疑者の身柄を拘束したり、被疑者以外の第三者のプライバシーを侵害したりするなど重大な人権侵害を伴うものですから、慎重で適正妥当な職務遂行が強く要請されるものであります。

そのような意味から、まずは、刑事手続における令状の位置付けという観点に立ち、基本的事項を含め、再確認して整理をしておきたいと思います。

第2 捜査とは

1 捜査の定義から判別できる検査と検査でない手続

令状は、例外的に行政手続である国税等の犯則調査等のための臨検搜索差押え等もありますが、基本的には、検査目的を遂げるための手段ですから、今まさに手がけている活動が検査でなければ、令状の請求や執行はそもそも問題になりません。

そうすると、今やっていることが検査かどうかを判別する指標が必要になりますが、その指標が検査とは何かという検査の定義になります。

第2編

令状請求起案編

第1章 現行犯逮捕

第2章 逮捕状請求：通常逮捕

第3章 逮捕状請求：緊急逮捕

第4章 搜索・差押え・検証許可状請求

第5章 身体検査令状請求

第6章 鑑定処分許可状請求

第1章

現行犯逮捕

第1節 現行犯逮捕について

- 第1 令状請求マニュアルに現行犯逮捕の解説を加えた理由
- 第2 令状請求の構造と現行犯人逮捕手続書の位置づけ
- 第3 現行犯逮捕とは
- 第4 現行犯逮捕の要件
- 第5 現行犯逮捕の際の留意点

第2節 ブロック式による解説

現行犯人逮捕手続書（甲）

第1節 現行犯逮捕について

第1 令状請求マニュアルに現行犯逮捕の解説を加えた理由^{わけ}

本書の姉妹編である「ブロック式交通事件令状請求マニュアル」（以下「交通マニュアル」といいます。）をお読みになった方は、ご存知かと思いますが、交通マニュアルにおいても、令状請求の守備範囲を超えて、現行犯人逮捕手続書の記載についてブロック式で解説をしました。

そうしたところ、多くの方から好評をいただき、交通捜査における現行犯逮捕の理論的理解とこれに基づく現行犯人逮捕手続書の作成に関し相当な需要を感じました。

そうであるならば、それは、刑事事件を扱う地域警察等の現場においても全く同じであろうと考えるに至りました。

そこで、本書においても、交通マニュアルと同様に現行犯逮捕の解説を加えようと考えるに至ったわけです。

以下、交通マニュアルと重なる部分はありますが、これと同じ考え方で、令状請求の構造からみた現行犯人逮捕手続書の位置づけをとらえた上で、その解説等をしたいと思います。

第2 令状請求の構造と現行犯人逮捕手続書の位置付け

現行犯逮捕は、逮捕令状なくして被疑者を逮捕できるわけですから、そもそも令状請求の手続は必要ありません。

しかし、現行犯逮捕に伴い作成する現行犯人逮捕手続書も、犯行の現認状況や逮捕手続の適法性を明らかにするなど、令状請求において必要な捜査書類と何ら変わることはありません。

また、現行犯人逮捕手続書について、発想を転換して考えてみると、以下のように、令状請求書的な性質を持ったものということができるようと思われます。

第2章

逮捕状請求：通常逮捕

第1節 （通常）逮捕状の請求

- 第1 通常逮捕と逮捕状
- 第2 逮捕状による逮捕権行使の性質
- 第3 通常逮捕状の請求前の準備

第2節 ブロック式による解説

- 第1の1 逮捕状請求書（甲）の記載例
- 第1の2 逮捕状（通常逮捕）の記載例
- 第2 ブロックごとの解説

第1節 (通常) 逮捕状の請求

第1 通常逮捕と逮捕状

通常逮捕とは、捜査機関があらかじめ裁判官に対する請求によって発付を得た逮捕状により被疑者を逮捕することであり、令状主義の原則に従った最も基本型の逮捕ということになります。

そして、この通常逮捕に必要な令状が、逮捕状（以下「逮捕状」又は「通常逮捕状」と言います。）ということになります。

逮捕状は、捜査機関に逮捕の権限を与える裁判官による裁判書ですが、その法的性質は、捜査機関に被疑者の逮捕を命ずる命令状ではなく、捜査機関に被疑者の逮捕を許可する許可状であるとされています（アドヴァンス・ポイント本書56ページ）。

この点に関して、逮捕状（通常逮捕）の書式（本書51ページ）を見てください。

逮捕状の書式の中央部分の裁判官記名押印の令状発付年月日記載の上に「上記の被疑事実により、被疑者を逮捕することを許可する。」とあり、「命令する。」とか「逮捕する。」ではありません。

これが、勾引状や勾留状の場合は裁判官による命令状となり「勾引する。」とか「勾留する。」という文言になります。

第2 逮捕状による逮捕権行使の性質

捜査の現場では、しばしば逮捕状による逮捕を、逮捕状の執行などと言うことがあります。しかし、実は、逮捕状による逮捕は、逮捕状の執行ではありません。

逮捕状という裁判書の内容が実現されるという意味合いにおいて執行という文言が馴染みやすく、捜査の現場だけでなく広く刑事司法の実務においても特に意識されることなく使われていますが、これは厳密にいうと正しくないのです。

この点、前述した逮捕状の性質から説明することができます。

第3章

逮捕状請求：緊急逮捕

第1節 緊急逮捕状の請求

- 第1 緊急逮捕とは
- 第2 緊急逮捕の合憲性
- 第3 緊急逮捕の要件

第2節 ブロック式による解説

- 第1の1 逮捕状請求書（乙）の記載例
- 第1の2 逮捕状（緊急逮捕）の記載例
- 第2 ブロックごとの解説

第1節 緊急逮捕状の請求

第1 緊急逮捕とは

- 1 **一定の重大犯罪について** (要件1: 犯罪の重大性)
- 2 **充分な犯罪の嫌疑があり** (要件2: 嫌疑の充分性)
- 3 **急速を要するため裁判官の逮捕状を求めることができないとき**
(要件3: 逮捕の緊急性)

上記全ての要件を満たす場合に通常逮捕のような事前の逮捕状を要せず、逮捕の理由を告げることで被疑者を逮捕できることとする一方で、逮捕後直ちに逮捕状(緊急逮捕状)の請求手続をとることによって、その適法性について事後的に司法審査に付して、人権保障と捜査の必要性の調和を図ろうとする逮捕であり、刑訴法において認められた3種類の逮捕のうちの一つです(刑訴法210条1項)。

第2 緊急逮捕の合憲性

緊急逮捕については、事前に逮捕状が発付されていないため、憲法33条に定めた令状主義に反するか否かについての主な考え方として、以下のような考え方があります。

1 合憲説

(1) 令状逮捕説

「事後とはいえ逮捕に接着した時期に逮捕状が発付される限り逮捕手続全体としてみれば逮捕状による逮捕であり合憲という考え方」

(2) 令状除外説

「憲法33条は、令状主義の合理的な例外を認めた規定であるので、同条の現行犯には、緊急逮捕の場合も含み合憲という考え方」

第4章

搜索・差押え・検証許可状請求

第1節 搜索・差押え・検証許可状の請求

第1 搜索・差押え・検証の規定

第2 搜索・差押え・検証とは

第2節 ブロック式による解説

第1の1 搜索差押許可状請求書（通常のもの）の記載例

第1の2 搜索差押許可状（通常のもの）の記載例

第2の1 搜索差押許可状請求書（強制採尿）の記載例

第2の2 搜索差押許可状（強制採尿）の記載例 3

第3 ブロックごとの解説

第3節 記録命令付差押え・リモートアクセス

第4節 ブロック式による解説

第1の1 記録命令付差押許可状請求書の記載例

第1の2 記録命令付差押許可状の記載例 2

第2 ブロックごとの解説（記録命令付差押え）

第3の1 搜索差押許可状請求書（リモートアクセス）の記載例

第3の2 搜索差押許可状（リモートアクセス）の記載例

第4 ブロックごとの解説（リモートアクセス）

第1節 捜索・差押え・検証許可状 の請求

第1 捜索・差押え・検証の規定

捜査機関が捜査として捜索・差押え・検証を行う場合の規定は、刑訴法の「第二編『第一審』」のうちの「第一章『捜査』」に、

刑訴法 218条～222条

の各条文があるのですが、起訴された後に公判裁判所が証拠収集のために行う場合の捜索・差押え・検証の規定は、「第一編『総則』」のうちの「第九章『押収及び捜索』」、「第十章『検証』」に、

刑訴法 99条～127条（捜索・差押え）

刑訴法 128条～142条（検証）

の各条文がそれぞれあって、これらが捜索・差押え・検証の原則的な規定という位置付けになっています。

そして、捜査機関が捜査として行う場合の捜索・差押え・検証が、これら遠くのいわば飛び地にある離れた規定の多くを準用している形をとっていることとなります。

第5章

身体検査令状請求

第1節 身体検査令状の請求

- 第1 身体検査
- 第2 身体検査令状の特殊性と特別事項
- 第3 身体検査令状が必要となる場合

第2節 ブロック式による解説

- 第1の1 身体検査令状請求書（通常のもの）の記載例
- 第1の2 身体検査令状（通常のもの）の記載例
- 第2の1 身体検査令状請求書（強制採血）の記載例
- 第2の2 身体検査令状（強制採血）の記載例
- 第3の1 身体検査令状請求書（毛髪採取）の記載例
- 第3の2 身体検査令状（毛髪採取）の記載例
- 第4 ブロックごとの解説

第1節 身体検査令状の請求

第1 身体検査

刑訴法上、令状による身体検査は、検証の一種として定められているものがあり（これをいわゆる「検証としての身体検査」（刑訴法218条1項）といいます。）、これが狭義の意味での身体検査となります。

また、刑訴法は、鑑定処分許可状により、鑑定について身体検査ができる旨（これをいわゆる「鑑定処分としての身体検査」（刑訴法225条1項、168条1項）といいます。）も定めているほか、捜索差押許可状により、身体について捜索ができる旨（これをいわゆる「捜索としての身体検査」（刑訴法218条1項、102条）といいます。）定めており、これらを含めたものが、広義の意味での身体検査ということになります。

以下に、刑訴法上の身体検査として一覧表にまとめました。

〈刑訴法上の身体検査〉

| 区分 | 根拠 | 身体検査の種類 | 必要な令状 | 具体例 |
|----|------------------|------------------|---------------|-------------------------------|
| 狭義 | 218条1項 | 検証としての 身体検査 | 身体検査令状 | 身体特徴、傷害 部位等の検査 |
| | 225条1項 168条1項 | 鑑定処分としての 身体検査 | 鑑定処分許可状 ※1 | 強制採血、毛髪 等採取 |
| 広義 | 218条1項 102条 | 捜索としての 身体検査 | 捜索差押許可状 ※2 | 強制採尿、レン トゲン照射による 体腔内検査等 |

（※1 強制採血、毛髪等採取には、鑑定処分許可状のほかに、身体検査令状も必要となります。）

第6章

鑑定処分許可状請求

第1節 鑑定処分許可状の請求

- 第1 鑑定とは
- 第2 刑訴法の鑑定はそもそも公判段階を基本にしている
- 第3 捜査段階における鑑定
- 第4 強制採血、毛髪採取の鑑定処分許可状

第2節 ブロック式による解説

- 第1の1 鑑定処分許可請求書（死体解剖）の記載例
- 第1の2 鑑定処分許可状（死体解剖）の記載例
- 第2の1 鑑定処分許可請求書（強制採血）の記載例
- 第2の2 鑑定処分許可状（強制採血）の記載例
- 第3の1 鑑定処分許可請求書（毛髪採取）の記載例
- 第3の2 鑑定処分許可状（毛髪採取）の記載例
- 第4の1 鑑定処分許可請求書（刀剣類）の記載例
- 第4の2 鑑定処分許可状（刀剣類）の記載例
- 第5 ブロックごとの解説

第1節 鑑定処分許可状の請求

第1 鑑定とは

鑑定とは、判例を引用すると「裁判所が裁判上必要な実験則等に関する知識経験の不足を補充する目的でその指示する事項につき第三者をして新たに調査をなさしめて法則そのもの又はこれを適用して得た具体的的事実判断等を報告せしめるもの」（最判昭28・2・19刑集7・2・305）ということです。

この判例のエッセンスをまとめて定義すると、要するに、鑑定とは、「特別の知識経験を有する者による事実の法則又はその法則を具体的な事実に適用して得た判断についての裁判所に対する報告」ということになります。

第2 刑訴法の鑑定はそもそも公判段階を基本にしている

この定義の後の方を見ると「……判断についての裁判所に対する報告」とあります。これについては、刑訴法165条にある「裁判所は、学識経験のある者に鑑定を命ずることができる。」との定めを見ると分かります。

刑訴法は、まず、公判審理で必要な鑑定を想定して、裁判所、つまり、公判審理をしている裁判所（以下「受訴裁判所」ともいいます。）が鑑定を命ずることとしているので、鑑定結果は公判裁判所に対して報告されるものということになるのです（捜査機関が依頼した鑑定であれば、鑑定結果は、受訴裁判所ではなく、捜査機関に対して報告されるはずです。）。

そして受訴裁判所が鑑定を命じているのが鑑定人であり、鑑定人が鑑定をするために鑑定資料である物の破壊等の処分が必要な場合は、鑑定を命じた受訴裁判所が、鑑定許可状を発付して、鑑定人がこれに基づいて鑑定に必要な処分をすることになります（刑訴法168条1項）。

第3編

犯罪事実起案編

第1章 令状請求のための犯罪事実の記載

第2章 ブロック式による解説

第1章

令状請求のための犯罪事実の記載

第1節 犯罪事実の記載について

第1 概 説

第2 犯罪事実を組み立てるための要素

第3 それぞれの犯罪要素の特定の程度

第4 犯罪構成要件にあった犯罪事実の構成

第5 その他の留意すべき事項

第1節 犯罪事実の記載について

第1 概 説（「令状実務ズバリ回答 Q&A」P74）

本編では、令状請求のための犯罪事実について解説します。

逮捕状請求では犯罪事実ではなく、被疑事実といいます。これは、刑訴法及び刑訴規則の法令上の文言が違うために使い分けられており、実質的には犯罪構成要件に該当する具体的な事実が記載されているという点では共通しています。ですから、本編では、実務上特に区別して解説を要するところを除き、被疑事実も犯罪事実もあわせて区別することなく犯罪事実ということにします。

さて、犯罪事実というのは、捜査から公訴提起、公判審理、判決に至るまでずっと同じというわけではありません。

事件発生直後、現場に臨場した警察官は、まず発生した生の事実に出くわします。これは、まだ何らかの犯罪という段階であり、具体的にいかなる犯罪であるかは判明していません。

その後、捜査を遂げてある特定の犯罪であることが分かってきます。そして強制捜査に入り、さらに検事調べ等の捜査を経て犯罪事実が公訴事実へと変わり、公訴提起がされるわけです。そして公判審理の中で必要に応じて訴因が変更され、元の公訴事実がやや形を変えることもあります。

最後に、公判審理を経て、判決の段階に至り、「罪となるべき事実」となり、犯罪事実がついに犯人に対して、刑事責任を負わせる理由としての、完成形となるわけです。

このように見ると、令状請求の段階の犯罪事実というのは、刑事司法手続の中では、まだ相當に初期の段階のものであり、一つの事実についてのことであっても、それぞれの段階においての違いがあります。

令状請求の犯罪事実にはそれ特有の性質があり、それについての説明の中で述べますが、とりあえずは、共通する基本的な考え方から解説します。

第2章

ブロック式による解説

第1節 犯罪事実各論

恐喝罪

住居侵入窃盗

現住建造物等放火罪

有印私文書偽造・同行使・詐欺罪

詐欺罪

強制性交等罪

殺人罪

第1節 犯罪事実各論

恐喝罪（通常逮捕の逮捕状請求書（本書50ページ）の被疑事実の記載例）

被疑者は、通行人に因縁を付けて金員を喝取しようと企て（A）、令和2年○月○日午後11時30分頃、東京都葛飾区本町○丁目○番○号先路上において、通行中の○○○子（当26歳）に対し、同人の肩をつかんで「お前、なんで俺の顔をじろじろ見てんだ。ぶっ飛ばすぞ。金出せよ。」などと語気鋭く申し向けて金員の交付を要求し、もしこの要求に応じなければ同人の生命、身体等にいかなる危害を加えるかも知れない気勢を示して（B）同人を畏怖させ（C）、よって、即時同所において、同人から現金1万円の交付（D）を受けて（E）、これを喝取したものである（F）。

第1概 説（「令状実務ズバリ回答 Q&A」P84）

恐喝罪は、相手方に対し、(1)その反抗を抑圧するには至らない程度の暴行又は脅迫を加えて、(2)相手方を怖がらせて財物を交付させて、その財物を奪う犯罪です。恐喝罪は、分かっているようで意外とその構造をきちんと整理して理解できていないこともあります。それが犯罪事実記載の出来不出来にかなり影響してきます（詐欺罪等も同じような現象があります。）。

そんなこともあります。同じ財産犯の仲間である「窃盗罪」、「強盗罪」、「詐欺罪」のそれぞれの違いを見て、「恐喝罪についての基本的な構造」を再確認していくたいと思います。

まずは、恐喝罪と窃盗罪や強盗罪との比較からです。

恐喝罪から、上記の①と②を全部抜き取ると、

相手方に対し、その財物を奪う犯罪

となります。これは正に窃盗罪のことだと分かります。つまり、暴行・脅迫などの行為が全くなく、相手方に分からないように、ひそかに奪う（「窃盗罪」の「窃」は、音読みで「せつ」、訓読みで「『ひそか』に」です。）ことです。

第4編

疎明資料編

第1章 疎明資料

第2章 各疎明資料

第1章

疎明資料

第1節 疎明資料について

第1 概 説

第2 疎明資料が必要な範囲

第3 疎明資料の制限

第1節 疎明資料について

第1 概 説

本編では、疎明資料について解説します。

疎明は、証明とは違います。

証明とは、裁判官に対し、通常人であれば誰でも疑いを差し挟まない程度に真実らしいと確信（合理的な疑いを超える確信）までの心証を与えることですが、疎明とは、そこまでの確信ではなく、裁判官に一応確からしいという心証を与えることで足りるとされています。

これを嫌疑イメージ図（本書91ページ）で見てみると、有罪認定のためには、嫌疑レベル5が要求されますので、事実を証明することによって裁判官に合理的な疑いを超える心証を得させる必要があることが分かります。これに対し、令状請求の段階では、要求される嫌疑レベルは2～3ですので、事実を疎明して裁判官に一応確からしいとの心証を得させればよいということになるわけです。

第2 疎明資料が必要な範囲

令状請求には、その令状の種類によって疎明資料を添付すべき根拠が異なりますし、それぞれの根拠によって疎明資料が必要とされる範囲も異なります。

例えば、逮捕状の請求に必要とされる疎明資料は、刑訴規則143条において「逮捕の理由及び逮捕の必要があることを認めるべき資料」と、捜索差押許可状等の請求に必要とされる疎明資料は、刑訴規則156条1項において「被疑者又は被告人が罪を犯したと思料されるべき資料」とそれぞれ規定されています。

これらの規定を見ると、疎明資料が必要とされるのは、令状発付の理由としての犯罪事実の疎明や令状発付の必要性についての疎明だけが資料として必要だと読みなくなりません。

第2章

各疎明資料

第1節 各疎明資料について

- 第1 緊急逮捕手続書
- 第2 通常逮捕手続書
- 第3 被害届
- 第4 実況見分調書
- 第5 捜査報告書（被疑者写真による特定）
- 第6 捜査報告書（逮捕状更新請求報告書）
- 第7 捜査報告書（数通発付の必要性報告書）
- 第8 戸籍・住民票・免許証等の身上関係疎明資料

第1節 各疎明資料について

第1 緊急逮捕手続書

| 疎明の対象 | 疎明の具体的な内容 | 有 用 性 |
|--------|-------------|-------|
| 捜査の適法性 | 緊急逮捕手続の適法性 | ○ |
| 被疑者の人定 | 携行品による身元確認等 | △ |
| 令状の理由 | 嫌疑の充分性 | △ |
| 令状の必要性 | 逃亡のおそれ等 | △ |

1 概 要

逮捕手続書には、現行犯人逮捕手続書、通常逮捕手続書、緊急逮捕手続書があります。

これらの手続書は、刑事訴訟法等の法律ではなく、犯罪捜査規範136条（同規範は、国会で制定された法律ではなく、国家公安委員会が制定した規則）にその作成根拠がありますし、手続書の様式は、検事総長の一般的指示（刑訴法193条1項）に基づく司法警察職員捜査書類基本書式例で定められています。

直接刑訴法が要求している書面ではないですし、これがないからといって令状請求が違法となるものではありません。

しかし、捜査実務において犯罪捜査規範や上記書式例等の諸規定を無視することはできませんし、令状審査をする側としても、特に緊急逮捕の場合は、逮捕手続の適法性を審査する上で重要な疎明資料の一つであることは、間違いません。

2 証拠としての性質

令状請求の段階での疎明資料には伝聞証拠の法則は適用されませんので、以下に述べることは令状請求において直ちに問題になることではありませんが、

第5編

令状審査発付編

第1章 令状審査の流れ

第1章

令状審査の流れ

第1節 手続の流れ

- 第1 令状請求の受付、審査から令状交付までの全体の流れ
- 第2 書記官等による受付
- 第3 書記官等による審査補助（形式審査）
- 第4 裁判官による審査（実質審査）
- 第5 書記官等による請求者への令状交付

第1節 手続の流れ

第1 令状請求の受付、審査から令状交付までの全体の流れ

本編では、令状請求が受け付けられて、書記官等の審査補助（形式審査）、裁判官の審査、令状交付に至るまでの一般的な、一連の流れを説明していきます（「令状の受付から審査、そして発付までの流れ図」（本書370ページ）参照）。

なお、ここで説明する内容についても、これ以前の編と同様に、あくまで、私の刑事書記官や令状裁判官としての経験とやり方に基づいたものですので、各裁判所や裁判官によって異なる取扱いや考え方があることについては、ご承知おきください。

第2 書記官等による受付

裁判所の令状請求の担当部署にあるカウンターに令状請求書と疎明資料の一件記録を持ち込むと、書記官等の職員がそれらを受け付けて、最初の受付時の点検をします。

点検の内容ですが、令状請求書については、作成日付、警察署の署印（法律上要求されていませんが、これがなければ必ず指摘されます。）、請求者の官公職氏名と押印、裁判所の宛先、疎明資料の有無、令状請求書の契印の有無、謄本の有無などです。

これらの形式的な点検を終えると、裁判所においてその令状請求を事件として受け付けたということで裁判所の受付日付の入った受理印が令状請求書の余白に押印されます。

そしてその受理印に、事件の番号がナンバリングされて記載された上で、裁判所の備付の令状請求の事件簿に記入され、令状請求事件として立件されるわけです。

第6編

行政警察活動の強制令状編

第1章 行政警察活動における強制令状について

第1章

行政警察活動における強制令状について

第1節 行政警察活動における強制令状とは

第1 警職法上の保護と保護許可状の請求

第2 触法少年事件に係る捜索差押許可状の請求

第1節 行政警察活動における強制令状とは

本書においては、司法警察活動としての刑事事件における強制捜査のための令状請求について解説していますが、警察活動においては、捜査活動である司法警察活動のほかに、様々な行政警察活動があります。

例えば、地域警察においては、近隣トラブル、夫婦喧嘩、あるいは困りごと相談に至るまで、実に様々な事案を取り扱うと思いますが、こうしたものも、その多くが行政警察活動であると言えます。

こうした様々な事案の中でも、比較的頻繁に取り扱うものの一つに、警察官職務執行法（以下「警職法」といいます。）3条1項に基づく保護事案があります。

この保護事案は、要保護者について一旦保護を開始し、その保護が24時間を超える場合、裁判官に保護許可状を請求して、その発付を得て保護を継続する必要があります。この保護許可状は、捜査活動である司法警察活動ではなく、行政警察活動です。

このように行政警察活動においても、保護自体が一定時間、要保護者の身柄の自由に制限を加えるような場合、法令に基づいた令状が必要になるわけです。このような令状を、本書においては、行政警察活動における強制令状といい、司法警察活動における逮捕状や搜索差押許可状等と区別しています。

こうした行政警察活動における強制令状は、必ずしも請求事例が多くないのでその需要が低く、解説している類書は少ないものと思われます。

しかしながら、こうした事案が一旦発生した場合には、やはり司法警察活動における令状請求と同じく、法令等において厳格なルールがある上、短い時間に、請求要件、その必要性等を判断した上で、請求書を起案し、決裁を受けて処理しなければならないのであり、いかなる点に注意して、こうした行政警察活動における令状請求をすべきかについて解説した資料は必要であろうと考えました。

そこで、本書においては、本編にある司法警察活動における令状請求に関する解説に加え、第6編を設けて、行政警察活動における強制令状として、その請求書式等も示した上で解説することにしました。

〈事項索引〉

〈A - Z〉

| | |
|-----------|-----|
| A + B の関係 | 133 |
| CD-R | 188 |
| e-mail | 201 |
| ID | 201 |
| LAN | 205 |
| LAN, WAN | 205 |
| U R L | 278 |
| USB メモリ | 205 |
| WAN | 205 |
| Web サイト | 206 |
| Web ページ | 206 |
| Web メール | 204 |

〈あ行〉

| | |
|-------------|-----|
| アカウント | 201 |
| アットマーク | 202 |
| アップロード | 207 |
| アプリケーションソフト | 203 |
| アルバイト | 67 |
| 1号要保護者 | 380 |
| 一般の電子メール | 201 |
| 畏怖 | 297 |
| 引致 | 78 |
| 引致すべき官公署 | 79 |
| 引致すべき場所 | 79 |
| 引致場所の変更 | 80 |
| 引致場所変更許可決定書 | 84 |
| 引致場所変更請求書 | 83 |
| ウェブ | 204 |
| 押収拒絶権 | 166 |

〈か行〉

| | |
|--------|-----|
| 外国人の氏名 | 65 |
| 瑕疵 | 297 |

| | |
|----------------|----------|
| 過剰な特定 | 277 |
| 加除訂正 | 293 |
| 簡易裁判所判事 | 54 |
| 関係者 | 184 |
| 間接証拠 | 367 |
| 鑑定 | 240 |
| 鑑定機関 | 256 |
| 鑑定受託者 | 241 |
| 鑑定嘱託事項 | 259 |
| 鑑定嘱託年月日 | 258 |
| 鑑定処分許可状 | 246 |
| 鑑定処分許可請求書 | 244 |
| 鑑定処分としての身体検査 | 214 |
| 鑑定に必要な処分 | 263 |
| 鑑定人 | 240 |
| 管理権 | 175 |
| 管理権基準 | 176 |
| 危害のおそれ | 382 |
| 客観的・空間的基準 | 175 |
| 客観的嫌疑 | 88 |
| 恐喝罪 | 296 |
| 恐喝の実行行為 | 298 |
| 恐喝の犯意 | 298 |
| 行政警察活動 | 374 |
| 行政警察活動における強制令状 | 374 |
| 強制採血 | 219, 242 |
| 強制採血による鑑定 | 265 |
| 強制採尿 | 151 |
| 強制執行 | 377 |
| 強制手段 | 8 |
| 行政上の強制手段 | 377 |
| 強制処分法定主義 | 8 |
| 強制性交等罪 | 311 |
| 強制捜査 | 8 |
| 行政法 | 377 |

| | | | |
|--------------------|----------|----------------|-----|
| 脅迫 | 298 | 検証調書 | 340 |
| 共犯者・犯罪事実処理結果一覧表 | 158 | 検証としての身体検査 | 214 |
| 許可状 | 56 | 現に捜査中である他の犯罪事実 | 103 |
| 居住権 | 175 | 現場供述 | 341 |
| 記録させ又は印刷させるべき者 | 194 | 故意 | 305 |
| 記録等させるべき電磁的記録 | 192 | 公共危険犯 | 302 |
| 記録等させるべき者 | 194 | 口腔性交 | 312 |
| 記録命令付差押え | 186 | 行使の目的 | 305 |
| 記録命令付差押許可状 | 191 | 構成要件該当性 | 47 |
| 記録命令付差押許可状請求書 | 189 | 公訴時効 | 117 |
| 緊急性 | 142 | 公訴時効改正経過一覧表 | 119 |
| 緊急逮捕 | 122 | 公訴事実 | 274 |
| 緊急逮捕手続書 | 324, 327 | 公訴事実の同一性 | 102 |
| ぐ犯少年 | 393 | 公知の事実 | 364 |
| クラウドコンピューティング | 205 | 肛門性交 | 312 |
| クリーン・コントロールド・デリバリー | 280 | 個人識別 | 202 |
| グループウェアサーバ | 206 | 戸籍 | 357 |
| 契印 | 58 | こもごも | 291 |
| 契印漏れ | 59 | コンテンツ | 206 |
| 警察官職務執行法 | 374 | コントロールド・デリバリー | 280 |
| 警察法2条の保護 | 375 | | |
| 形式審査 | 363 | | |
| 形式的証拠 | 287 | | |
| 警職法 | 374 | | |
| 警職法3条の保護 | 375 | | |
| 警職法上の保護 | 375 | | |
| 刑訴法上の逮捕 | 17, 24 | | |
| 携帯電話の通話明細 | 174 | | |
| 携帯電話の通話履歴 | 169 | | |
| 軽微事件 | 112 | | |
| 軽微事件の不出頭 | 99 | | |
| 決定 | 56 | | |
| 原因 | 275 | | |
| 嫌疑の充分性 | 125 | | |
| 健康状態 | 232 | | |
| 現行犯 | 16 | | |
| 現行犯人逮捕手続書 | 25 | | |
| 検査すべき身体 | 216 | | |
| 検察官 | 57 | | |
| 検証 | 147 | | |

〈さ行〉

| | |
|-------------|----------|
| サーバ | 186 |
| 罪証隠滅のおそれ | 95 |
| 裁判書 | 56 |
| 裁判官 | 54 |
| 裁判官による審査 | 363 |
| 罪名 | 62 |
| 罪名罰条 | 47 |
| 錯誤 | 297 |
| 差押 | 147 |
| 差し押さるべき物 | 163 |
| 差し押さるべき物の特定 | 169 |
| 殺人罪 | 313 |
| 時間的接着性 | 21 |
| 指示説明 | 341 |
| 事実の要旨 | 37 |
| 死体解剖 | 264 |
| 実況見分調書 | 340, 344 |
| 実質審査 | 363 |
| 指定司法警察員 | 57 |

| | |
|----------------------|----------|
| 自動車に対する搜索差押え | 177 |
| 自白 | 141 |
| 自白の補強法則 | 47 |
| 司法官憲 | 52 |
| 司法警察員 | 57 |
| 司法警察員たる警察官 | 394 |
| 司法警察活動 | 374 |
| 氏名 | 28 |
| 車両の特定 | 170 |
| 車両番号 | 170 |
| 住居 | 28, 67 |
| 住居侵入窃盗 | 300 |
| 住居不詳 | 67 |
| 住居不定 | 67 |
| 住民票 | 357 |
| 収容令書 | 6 |
| 主観的嫌疑 | 88, 93 |
| 主観的超過要素 | 305 |
| 主観的要素 | 305 |
| 受訴裁判所 | 240 |
| 主張書面 | 15 |
| 証拠資料 | 15 |
| 証拠物 | 164 |
| 証明 | 320 |
| 常用漢字表 | 400 |
| 書記官等による審査補助 | 363 |
| 職業 | 28, 67 |
| 触法少年 | 393 |
| 触法少年事件 | 393 |
| 触法少年事件に係る搜索差押許可状 | 393 |
| 触法調査 | 394 |
| 職務質問 | 5 |
| 処断刑 | 123 |
| 処分行為 | 297 |
| 侵害犯 | 302 |
| 人骨等の鑑定 | 264 |
| 身体検査 | 214 |
| 身体検査令状 | 222 |
| 身体検査令状請求書 | 220 |
| 身体の検査に関する条件 | 216 |
| 人定資料 | 357 |
| 数通発付 | 85 |
| ストレージ | 205 |
| 請求権の管轄 | 58 |
| 精神錯乱者 | 380 |
| 生年月日 | 66 |
| 生年月日・年齢 | 28 |
| 性別 | 231 |
| 窃盗罪 | 296 |
| 宣告刑 | 123 |
| 捜査 | 4 |
| 搜索 | 147 |
| 搜索差押許可状 | 150 |
| 搜索差押許可状(触法事件) | 397 |
| 搜索差押許可状請求書 | 148 |
| 搜索差押許可状請求書(リモートアクセス) | 196 |
| 搜索差押許可状(リモートアクセス) | 198 |
| 搜索等すべき場所 | 175 |
| 搜索としての身体検査 | 214 |
| 相当な理由 | 88 |
| 即時強制 | 377, 378 |
| 組織識別 | 202 |
| その他電磁的記録を利用する権限を有する者 | 194 |
| 疎明 | 320 |
| 疎明資料 | 320 |
| 疎明資料の相互間の整合性 | 365 |
| 疎明資料の網羅性 | 364 |
| 〈た行〉 | |
| 対価物件 | 165 |
| 体腔内の異物の鑑定 | 265 |
| 第三者方に対する搜索差押え | 176 |
| 第三者方の差し押さえるべき物 | 168 |
| 滞納処分としての財産の差押 | 6 |
| 逮捕 | 17 |
| 逮捕行為 | 29 |
| 逮捕時の状況 | 37 |
| 逮捕状 | 42 |
| 逮捕状(緊急逮捕) | 129 |
| 逮捕状再請求(更新)報告書 | 352 |

| | |
|----------------------|----------|
| 逮捕状数通発付必要性検査報告書 | 355 |
| 逮捕状請求書 | 49 |
| 逮捕状請求書(乙) | 127 |
| 逮捕状(通常逮捕) | 51 |
| 逮捕状の執行 | 42 |
| 逮捕手続書 | 324 |
| 逮捕の完了 | 24 |
| 逮捕の緊急性 | 126 |
| 逮捕の始期 | 24 |
| 逮捕の年月日時 | 29 |
| 逮捕の場所 | 31 |
| 逮捕の必要性 | 95, 97 |
| ダウンロード | 207 |
| 立会人 | 184 |
| 弾劾証拠 | 325 |
| 単独解除 | 385 |
| 直接証拠 | 367 |
| 通常逮捕 | 42 |
| 通常逮捕状の請求権者 | 57 |
| 通常逮捕状の請求先 | 52 |
| 通常逮捕手続書 | 330, 331 |
| 罪となるべき事実 | 274 |
| 罪を犯したことを見たうに足りる相当な理由 | 87 |
| でい醉者 | 380 |
| 適法性審査 | 363 |
| 適用法令 | 47 |
| 電磁的記録を保管する者 | 194 |
| 電子メール | 201 |
| 伝聞証拠 | 333 |
| 同一の犯罪事実 | 101 |
| 動機 | 275, 302 |
| 逃亡のおそれ | 95 |
| 登録番号 | 170 |
| 特殊詐欺 | 309 |
| ドメイン部 | 202 |
| 〈な行〉 | |
| 2号要保護者 | 383 |
| 日没後 | 181 |
| 入院措置 | 6 |
| 任意性のない自白 | 47 |
| 任意検査における有形力行使の限界 | 8 |
| 任意検査 | 7 |
| 任意的没収 | 165 |
| ネットワーク | 186 |
| 〈は行〉 | |
| パート | 67 |
| ハードディスク | 205 |
| 破壊すべき物等 | 262 |
| パスワード | 201 |
| 8号要件 | 101 |
| 八何の原則 | 44, 275 |
| バックドア | 208 |
| 判決書 | 56 |
| 犯行供用物件 | 165 |
| 反抗を著しく困難ならしめる程度 | 312 |
| 犯罪構成要件 | 274 |
| 犯罪事実 | 274 |
| 犯罪少年 | 393 |
| 犯罪生成・取得・報酬物件 | 165 |
| 犯罪組成物件 | 165 |
| 犯罪と犯人の明白性 | 19 |
| 犯罪の軽重 | 96 |
| 犯罪の現行性 | 21 |
| 犯罪の現行性・時間的接着性 | 21 |
| 犯罪の重大性 | 123 |
| 判事 | 54 |
| 判事補 | 54 |
| 犯則調査 | 6 |
| 被害者 | 333 |
| 被害届 | 333, 336 |
| 被疑事実 | 44 |
| 被疑者死亡 | 160 |
| 被疑者写真入手等報告書 | 348 |
| 被疑者と被疑事実の結び付き | 44 |
| 被疑者の境遇 | 96 |
| 被疑者の言動 | 38 |
| 被疑者の氏名 | 64 |
| 被疑者の年齢 | 96 |
| 被疑者不詳 | 275 |

【編著者略歴】

恩田 剛（おんだ つよし）

- 昭和 62 年 4 月 大蔵省銀行局大蔵事務官（金融検査等）
平成 3 年 4 月 東京地裁判事部書記官
平成 5 年 4 月 最高裁刑事局第二課調査員
平成 11 年 4 月 水戸区検副検事
平成 14 年 4 月 千葉区検副検事
平成 15 年 4 月 東京地検検事
平成 19 年 4 月 さいたま地検熊谷支部検事
平成 20 年 8 月 東京簡裁判事
平成 28 年 3 月 柏崎簡裁判事
平成 31 年 4 月 東京簡裁判事（刑事第 4 室：令状担当）

【主要著書】

- 「令状審査の視点から見た ブロック式
　　刑事事件令状請求マニュアル」（編著、立花書房、2015）
「令状審査の視点から見た ブロック式
　　交通事件令状請求マニュアル」（編著、立花書房、2015）
「捜査の目線と裁判の視点から見た ブロック式
　　捜査書類作成マニュアル」（編著、立花書房、2016）
「裁判と法律あらかると」（著、司法協会、2015）
「逮捕勾留プラクティス」（著、司法協会、2018）
「スマホはレンジにしまっつけ！ 続 裁判と法律あらかると」（著、司法協会、2019）
「捜索差押プラクティス」（著、司法協会、2020）
「令状実務ズバリ回答 Q&A」（編著、立花書房、2021）

【部内用】

令状審査の視点から見た 令和時代の
ブロック式 刑事事件令状請求マニュアル 第2版

令和 2 年 5 月 10 日 第 1 刷発行
令和 7 年 5 月 10 日 第 5 刷発行

編著者 恩 田 剛
発行者 橘 茂 雄
発行所 立 花 書 房
東京都千代田区神田小川町 3-28-2
電話 03-3291-1561（代表）
FAX 03-3233-2871
<https://tachibananashobo.co.jp>

平成 27 年 6 月 20 日 初版発行
©2020 Tsuyoshi Onda

令和元年 5 月 20 日初版第 6 刷発行
印刷／製本・倉敷印刷

乱丁・落丁の際は本社でお取り替えいたします。